

建設委員會會議錄第十三号

昭和三十三年三月十三日(木曜日)

午前十一時十九分開議

出席委員

委員長 西村 直己君

委員 内海 安吉君 理事 大島 秀一君

理事 大高 康君 理事 荻野 豊平君

理事 久野 忠治君 理事 前田 榮之助君

理事 三編 義三君

逢澤 寛君 荒船 清十郎君

井原 岸高君 櫻内 義雄君

德安 實藏君 中嶋 太郎君

南條 徳男君 堀川 恭平君

横井 太郎君 井谷 正吉君

中島 巖君 安平 鹿一君

出席國務大臣

建設大臣 根本 龍太郎君

出席政府委員

建設政務次官 堀内 一雄君

建設事務官(大臣官房長) 柴田 達夫君

建設技官(道路局長) 富樫 凱一君

委員外の出席者

建設事務官(道路局長政務課長) 三橋 信一君

専門員 山口 乾治君

三月十二日

委員 赤路友藏君辞任につき、その補

欠として小川豊明君が議長の名前で

委員に選任された。

同月十三日

委員 廣瀬正雄君、松澤雄藏君、池田

清志君及び薩摩雄次君辞任につき、

その補欠として櫻内義雄君、中嶋太

郎君、南條徳男君及び横井太郎君が

議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 櫻内義雄君、中嶋太郎君、南條

徳男君及び横井太郎君辞任につき、

その補欠として廣瀬正雄君、松澤雄

藏君、池田清志君及び薩摩雄次君が

議長の指名で委員に選任された。

三月十一日

宅地建物取引業法の一部改正に關す

る請願(加藤鐵五郎君紹介)(第一八

一四号)

同(田中伊三次君紹介)(第一八一五

号)

同(田中久雄君紹介)(第一八二六号)

同(三編義三君紹介)(第一八九〇号)

報徳橋改修に關する請願(小金義照

君紹介)(第一八一七号)

台風常襲地帯に対する特別法制定に

關する請願(中島茂喜君紹介)(第一

八一八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

日本道路公団法の一部を改正する法

律案(内閣提出第八九号)

道路法の一部を改正する法律案(内

閣提出第九七号)

道路整備緊急措置法案(内閣提出第

九八号)

○西村委員長 これより會議を開き

ます。

この際、政府より道路五カ年計画に

つきまして、發言を求められておりま

す。これをお許しいたします。富樫道

路局長。

○富樫政府委員 道路整備五カ年計画

案につきましては従来御説明申し上げ

ておたところでございますが、取り

まとめまして説明させていただきます

と存じます。お手元に道路整備五カ年

計画案が配りしてあります。

一、道路整備五カ年計画策定の基本

方針

道路整備五カ年計画は、法律施行を

待つて閣議決定することになるのであ

るが、おおむね次のごとき方針をもっ

て立案する予定である。

すなわち、今後五カ年間に於ける總

道路投資額九千億円で、地方公共団

体が単独で実施すべきものおよそ千九

百億円を除く、その規模を總額七千

百億円とし、昭和三十三年度より五カ

年間にわたり道路の整備を行わんとす

るものである。

その整備の基本方針は次の通りと

する。

一、幹線道路の整備の促進をはか

り、特に一級国道は七カ年間に完成す

ることを目標とする。二、その他の道

路については重要な区間、すなわち交

通量多く輸送上の隘路となるべき区間

並びに産業開発上必要な路線で、特に

緊急に整備を要する区間を整備する。

三、有料道路事業の計画的実施をはか

るため、これをこの計画の一部として

包含するものとし、また高速自動車国道

の整備の促進をはかるものとする。四、

一級国道は原則として国が直轄で建設

するほか、交通量多く、重要な区間は国

が直轄で維持修繕を行うものとする。

五、積雪寒冷地域における道路交通の確

保に關する特別措置法に基く道路整備

事業はこの計画に包含するものとする。

二、道路整備五カ年計画の概要

上記の方針によつて実施すべき道路

整備五カ年計画の内容については、整

備の基準等について今後検討しなけれ

ばならないのであるが、事業費の配分

についてはおおむね次のごとくしたい

考えである。

有料道路事業千五百億円、一般道路

事業五千六百億円、うち道路事業四千

二百五十四億円、街路事業千六百四十

億円、機械整備百五十九億円、調査十一

億円、雪害道路事業百十二億円、合計

七千七百億円。

なおこれら実施に要する財源の確保

をはかり、毎年度の事業規模の拡大強

化に備えて、道路整備特別会計を設置

する考えである。

以上でございます。

○西村委員長 さらに根本大臣から發

言を求められております。これを許し

ます。根本建設大臣。

○根本國務大臣 ただいま道路局長か

ら五カ年計画の概要について御説明申

し上げたのでありますが、御承知のよう

に道路整備緊急措置法案が成立いたし

ますれば、これに基づきまして今度は閣

議決定することになるのでございま

す。これには関係各省の意見の調整も

必要でございまして、なおまた道路審

議会の議を経なければ、これは政府と

して決定いたし得ないのでございま

す。そのために政府の道路整備五カ

年計画が決定して、こちらにお示しす

るには相当の時間がかかるかと存じま

す。しかし当省としては、できるだけ

早くこの正式案を決定するように努力

するとともに、当省として考えてお

る案を四月中にはお示しいたしまして、

いろいろと御協力、御審議あるいは御

批判を承わりたいと考えておる次第で

ございまして、御了承のほどお願い

いたします。

○西村委員長 次に日本道路公団法の

一部を改正する法律案、道路法の一部

を改正する法律案及び道路整備緊急措

置法案の道路関係三案を一括して議題

とし、審査を進めます。これら三案に

對する質疑は、前回の委員会におき

まして終了いたしましたのであります。

この際、道路整備緊急措置法案に對

しまして三編義三君より修正動議が提

出されておりますから、その趣旨弁明

をお許しいたします。三編義三君。

道路整備緊急措置法案に對する

修正案

道路整備緊急措置法案の一部を次

のように修正する。

第五條第一項中「昭和三十三年度」

を「昭和三十三年以降五箇年間に

に改め、同條第二項を削る。

○三鋼委員 この際、私は日本社会党を代表いたしまして、道路整備緊急措置法案に対し、修正の動議を提出いたすものであります。案文はお手元に配付してあることと存じますが、一応朗読いたします。

道路整備緊急措置法案に対する修正案

道路整備緊急措置法案の一部を次のように修正する。

第五條第一項中「昭和三十三年」を「昭和三十三年以降五箇年」に改め、同條第二項を削る。

次に本修正案を提出いたしました理由を申し上げたいと思います。

このたび提出されました昭和三十三年を初年度とする道路整備五箇年計画は、その規模において七千億圓を五箇年間に要するものであり、これに地方公共団体の単独事業一千九百億を合せますと九千億圓に上りまして、まことに画期的なものであるといえるのであります。国の事業施行については、当然地方公共団体にその一部を負担させることになっておりますが、事業量の著しく増大する今回の計画に、果して地方公共団体がこれを負担していかうか、本計画遂行上の重大問題でありまして、地方公共団体の負担の割合ないし補助率はきわめて慎重に定められなければならないと存するのであります。新たな五箇年計画を規定する道路整備緊急措置法案の第五條は、昭和三十三年度についてのみ現行道路整備費の財源等に関する臨時措置法に規定する法律の負担ないし補助率を適用することになっておりますが、昭和三十三年以降については何ら具体的に定めるところなく、別に法律を

もって定める旨を規定しております。五箇年計画を円滑に支障なく遂行せしめるためには、昭和三十三年以降についても、はっきりと昭和三十三年度と同様にする旨の規定をする必要があると考えまして本修正案を提出する次第であります。

この問題につきましては当委員会もより、地方行政委員会との連合審査の過程におきまして、超党派的な観点から、慎重に要望された事項でありますので、何とぞ超党派的な立場に立つて、この道路行政を推進するため、その成果をより大きくならしめるために、この際全会一致をもって御賛成を賜わらんことを心からお願ひいたしまして、提案理由の説明といたします。

○西村委員長 ただいまの三鋼義三君の説明に対し、御発言はありますか。

か。御発言がないようでありますから、三鋼義三君提出の修正案及び道路関係三案を一括して討論に付します。討論の通告がありますからこれをお許しいたします。中島議員。

○中島(藤)委員 私は日本社会党を代表して、ただいま議題となりました道路整備緊急措置法案の一部修正案に賛成であります。また一括上程になりました道路法の一部を改正する法律案、日本道路公団法の一部を改正する法律案に賛成の意を表するものであります。

まず最初に修正案に賛成する理由を申し上げます。同法第五條は「昭和三十三年度における地方公共団体に對する道路の舗装その他の改善又は修繕に關する国の負担金の割合又は補助金の率については、道路法(第八十八條を除く。及び道路の修繕に關する法律の規定にかかわらず、改築については四分の三、修繕については二分の一の範囲内、政令で特別の定をする事ができる。」さらに同條一項において、「昭和三十三年度以降に關する前項の国の負担金の割合又は補助金の率については、別に法律で定めるところによる。」

と定めてあります。すなわち本条に示す高率補助は、昭和二十八年七月二十三日法律第七十三号、道路整備費の財源等に関する臨時措置法第四條に規定されておる国の負担金、補助金と同じ率なのであります。従つてこの国の負担率、補助率は過去四箇年間実施してきたのであります。しかるに政府は、今昭和三十三年度を初年度とする新道路整備五箇年計画を策定して、岸内閣の内政面としての重要施策として打ち出したのであります。すなわち五箇年間の道路整備費予算九千億圓、その内訳は有料道路費一千五百億圓、地方公共団体単独費一千九百億圓、国または地方公共団体で行う國の負担または補助のあるもの五千六百億圓となつてゐるのであります。以上の数字の示す通り、新五箇年計画は、旧五箇年計画の倍額以上の予算額となつてゐるのであります。従つて現行補助率においてすら、地方公共団体の負担はその財政を脅かすもの大なるものありと考へるのであります。これがかりに地方公共団体の負担率を道路法第五十條並びに第五十一條の示す法規定による場合は、政府の策定したる道路整備新五箇年計画、すなわちただいま議題となつておる道路整備緊急措置法案は、地方公共団体の負担の点において実行不可能となるものと考えるのであ

ります。従つてこの点を明確にしない限り、道路整備新五箇年計画などあり得ないと考へるのであります。これに對して修正案は、地方公共団体の負担率を、新五箇年計画の間は昭和三十三年と同率として五箇年間に對する負担率を明確に規定して、地方公共団体に對して昭和三十三年以降の五箇年計画の中の各年度の事業計画並びに予算の編成を遂行することなく策定できるべく規定されてゐるのであります。本法案審議の途上において、自民党の委員の諸君よりも多数の原案反対の意見が述べられ、ことに地方行政委員会との連合審査会においては、自民党の加藤精三君から強い原案反対の意見の開陳がありました。まただれひとり原案賛成の意見のなかつたことは、委員各位の御存じの通りであります。以上をもつて一部修正動議に賛成の討論を終るものであります。が、審議の過程から見ても、満場一致修正案に賛成されることを期待するものであります。

次に私は本法律の修正案を除く原案に賛成の討論を行うものであります。しかしながら結論的には賛成いたしましても、幾多政府と意見を異にいたす点がありますので、この際この点を明確にいたしておきます。

その第一点は道路政策の基本構想であります。現在の道路法は大正八年に制定された旧道路法の精神そのまゝが一貫して流れてゐると思つてゐるのであります。昭和二十七年法律第八十号として改正されたのであります。そのとき法律改正の重点は、新憲法下、民主主義制度下の変革による旧来の諸制度の再検討というのであります。また昨年改正が行われましたが、これは

道路の種類に高速自動車国道を加えんとするもの、すなわち建設省において自動車専用道路の築造並びに維持管理ができることとして、それが所要の修正でありました。すなわち端的に申し上げれば、大正八年制定の道路法により、法規制も行政機構も行われると見るべきであります。言葉をかえて申し上げれば、人と馬だけの短距離交通が現政府の基本政策の根幹をなしてゐると思へません。その端的の現われが今回政府の策定した新道路整備五箇年計画といへると思ひます。

この計画の内容は、徳川時代の東海道、中山道あるいは甲州街道とかの道幅を広げるとか、舗装をするとか、陸道をあげるとか主たるものであります。これは道路政策ではなくして道路工事工程表ともいふべきものと思ひます。大正八年の全国の自動車数は五千五百台で、うちトラックはわずかに四百四十四台であります。現在は二百万台をこえて、質において大型化し、高速化してあります。従つて道路のいかんによつては中距離、長距離輸送の使命を十分に果せるのであります。このような状況の現在、まさに道路政策の転換期であり、革命期であると考えるのであります。従つて旧来の必要に迫られて交通量の多いところの道路改修を行うことのみに専心する、すなわち後進性——あとから進む道路政策ではなくして、この転換期における交通政策は、全日本の普遍的開発、産業経済の発展、生活領域の拡大という立場から百年の大計を樹立すべきであると考へるのであります。ちようど明治時代に超重点施策として新たに鉄道を建設したような構想をもつて、ここに新

その第二点は有料道路についてであります。現在政府の基本方針は、有料道路は完全償還を前提としたしており、現在着工中の有料道路の大部分は、一級国道二級国道中の道路改良、橋梁かけかえであります。これらの国道は元来無料公開の原則に立つて国費をもって改修すべきであります。しかしながら何十年か立ちおくれたる道路整備を急速に行わんとする場合、この有料道路制の実施もまたやむを得ないでありましょうが、無料公開であるべき国道のある区間だけが全額通行者負担というのは、理論的にも実際にも全く了解ができないのであって、一般会計からも相当量投入すべきであると思ふのであります。

を作成して閣議の決定を求めなければならぬ。」その第二項に、「道路整備五箇年計画には、次の事項を定めなければならない。一、五箇年間に進行すべき道路の整備の目標、二、五箇年間に進行すべき道路の整備の事業の量、三項、」建設大臣は、第一項の規定により道路整備五箇年計画の案を作成しようとするときは、当該案のうち高速自動車国道に係る部分については、あらかじめ運輸大臣に協議しなければならない。四項、建設大臣は、第一項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、道路整備五箇年計画を都道府県知事に通知しなければならない。」と規定されてあります。ただいま指摘いたしましたのごとく、本法並びに道

あるのであります。しかるに歴代政府はガソリン税のみに依存して、一般会計よりの支出を怠ってきたのであります。その結果はリトキンス勸告書の示す通り、わが国の道路が世界の工業国より四十九年もおくれており、産業経済発達のもも大きな隘路となつてゐることも、この責任は歴代政府にあるといつても過言でないと思うのであります。ただいま討論中の本法案は、道路整備費の財源等に関する所要の規定を定め、その第三案一項においてガソリン税を実質的には目的税とし、その二項において、国の財政の許す範囲内において道路整備費の財源につき必要な措置を講ずることを規定してあります。同法とうらはらの法律案たる道路

な。なお道路法の一部を改正する法律案、日本道路公団法の一部を改正する法律案に対しては、賛成の意を表するものであります。（拍手）

○西村委員長 久野忠治君。

○久野委員 私は自由民主党を代表いたしまして、ただいま日本社会党より提案されました道路整備緊急措置法案に対する修正案に反対、原案及び日本道路公団法の一部を改正する法律案、道路法の一部を改正する法律案について賛成の討論を行わんとするものであります。

私が今さら申し上げるまでもなく、日本の現在の道路交通の事情はまことに非近代적であり、その後進性は識者あるいは学者のつとに指摘するところであ

正する意味合いから、この際思い切つて道路事情改善のために道路政策を逆善しようということで、御存じの通れ法案が今回提案をされたような次第でございます。政府側の説明によりますれば、今後五カ年間に於いて地方公共団体の単独をも含めて九千億の事業量を行おうとするものであります。さらにその財源措置といったしましては、揮発油財源、また一般会計からの繰入れの増大、さらに国の工事に對する地方負担金分を一括預金部資金からの繰り入れとし、将来は一般借り入れの道をも開きまして、五カ年間にこれだけの事業量を完遂したいというつもりであります。このような政策をもいたしましてできました法律案でござ

第一類第十二号 建設委員会議録第十三号 昭和三十三年三月十三日

た修正案につきましては、地方公共団体の負担割合及び補助率等について、将来三十四年度以降についても現状の措置を講ぜよという意味合いの修正案でございます。しかしながらこの点につきましては、わが党におきましては、同様の意見もあったのであります。昭和三十三年度の負担金の割合または補助金の率は、道路整備費の財源等に関する臨時措置法に定められている臨時の高率を採用したものであって、臨時措置法に定めている期間は、昭和二十九年以降五カ年とあり、昭和三十三年までであるのであります。また一般的に申しますと、地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律が、道路以外の一般公共事業について、負担金ないし補助金の高率の引き上げを行なっておりますが、これも時限立法で昭和三十三年度末までとなっております。つまり、昭和三十四年度からは、単に道路のみならず、一般的に国と地方公共団体との負担関係を新たに定めなければならぬことになってまいりますので、道路についてもこの一環として、昭和三十四年以降の負担割合ないし補助率は、その際あらためて審議検討するとの当局の説明を私は了といたしたいと存するのでございます。また、さような意味合いから修正案に反対をいたす次第でございます。

なおただいま議題となっております原案及び日本道路公団法の一部を改正する法律案、道路法の一部を改正する法律案については、わが国道路の整備を促進するために妥当なものと認め、賛成の意を表する次第でございます。

○西村委員長 討論はこれにて終局いたします。

たしました。

これより採決を行います。道路整備緊急措置法案について採決をいたします。

まず三銅義三君提出の修正案について採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○西村委員長 起立少数。よって三銅義三君提出の修正案は否決されました。次に原案について採決いたします。原案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○西村委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

昭和三十三年三月十九日印刷

昭和三十三年三月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

次会は公報をもってお知らせをすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十五分散会

〔参照〕

道路整備緊急措置法案（内閣提出第九八号）に関する報告書  
日本道路公団法の一部を改正する法律案（内閣提出第九八号）に関する報告書  
道路法の一部を改正する法律案（内閣提出第九七号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕